

業績報告における当期純利益の表示の必要性

邱 艶 梅

要 旨

現在以国際会計基準審議会為主導的以損益計算書表示為重点的研究項目正在展開。此項目自2001年立項以來、其核心思想就是要把報告期影響股東權益的所有項目(除去紅利分配及接受投資)、包括市價變動引起的所有的資產・負債的增減變動額、即所謂的包括利益作為損益計算書的最終欄來表示。認為只要各項目的性質充分加以揭露、使用者便可按其個人需要加以分類、分析。包括利益各項目的列入能為財務報表使用者提供更為有用的信息。同時認為營業觀下的淨利潤的表示沒有必要。

本稿認為包括利益各項目的列入確實能減少操縱各年損益的機會、也能為財務報表使用者提供更多的信息。但是淨利潤的表示依然很重要，是不可或缺的。

キーワード……包括利益 当期純利益 意思決定有用性

はじめに

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) の財務諸表の作成表示に対する概念フレームワークでは、財務諸表の目的が經濟的意思決定をする広範な会計情報利用者に有用となる財政状態、経営成績及び企業の財政状態の変動に関する情報を提供することであると明記されている¹⁾。そして、この概念フレームワークでは、損益計算書において業績を測定するため、直接的に関連する財務諸表の諸要素は収益と費用であり、「伝統的な」損益計算書を利用して業績が報告される構造になっている²⁾。ところが、現状では、業績の様々な側面が損益計算書の諸要素によって報告されきれないことが示されている。例えば、金融商品の時価評価差額などが「伝統的な」損益計算書以外で報告されていたり、株主資本に直入されて報告されていたり、個別的な持分変動計算書で報告されていたり、財務諸表の注記として開示されていたりしていることである。

そこで、IASC は財務業績報告プロジェクトを立ち上げて、そこでは、損益計算書に計上されずに、直接資本の部に計上される損益の変動を企業業績の一部として把握しようとする新たな計算書の導入を検討している。すなわち、英国や米国で既に制度化されているいわゆる包括利益計算書を想定しているのである。企業の財務業績を包括利益によって開示しようという試みが検討されているわけである。

国際会計基準審議会（International Accounting Standards：IASB）は、旧 IASC によって策定された国際会計基準(International Accounting Standards：IAS)を全面的に引き継ぐとともに、その内容を改善するための改善プロジェクト(improvement project)に取り掛かっている。さらに、IASB が今後策定することになる国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards：IFRS)に世界各国の会計基準を統合するための統合プロジェクト(convergence project)を立ち上げ、会計基準の世界標準化に向けて活動している³⁾。旧 IASC は、会計基準の国際的な調和化(harmonization)を図るという方針だったが、IASB は、ここから一步を踏み出して、会計基準の国際的統合(convergence)を目指している。すなわち、IASB が今後作成する IFRS は、単に国際的に資金調達する場合に利用できる基準であるばかりではなく、各国企業が国内で上場する際に利用すべき統一基準になることを、IASB は目指している。

本稿で考察の対象とする業績報告プロジェクトは、いま世界中に注目されている。なぜならば、今まで世界各国馴染んできている損益計算書から近い将来、当期純利益の姿が消滅してしまうかもしれないからである。

IASB は包括主義を採用していると考えられ、当期純利益に限らずいかなる単一の金額も企業の業績指標としては不完全であり、また単一の金額に加工する過程で歪曲される可能性があるため、資本取引を除く資産負債の毎期変動の構成要素をそのまま業績として表示することこそが正しい業績報告の姿であると考えられる。また、当期純利益は実現概念に基づく利益であるため、利益の実現には経営者の恣意性が介入しやすいことが問題視され、業績報告の一要素から除かれるべきであるとの提案であった。

現在、IASB から「公開草案」にて提案された業績報告様式は当期純利益(実現利益)を重視する現実の各種事情を顧慮し、当期純利益を小計とし、包括利益をボトムラインとするもので、それまで提案したものとのかなりの違いが見られるものの、根底的な考えとしては、相変わらず変わっていないようである⁴⁾。

本稿は、投資家に有用な意思決定情報を提供するという観点から、包括主義に基づく包括利益の意義を認めたと上で、実現利益の重要性を考察することによって、業績報告における当期純利益の意義を再確認することを目的とする⁵⁾。

一、IASB 業績報告プロジェクトの主な特徴と問題点

1、主な特徴

(1) 表示プロジェクト

このプロジェクトは英国との共同プロジェクトとして、強く英国の会計基準審議会（Accounting Standards Board: ASB）の考えを受けついでいるといえる。すなわち包括利益は最

終利益であるものの、その集約される一数值だけ重視するわけではなく、その構成要素である各項目の数値は重要であるとIASBは考えている。そしてその包括利益計算書において、情報利用者に対して有用な情報を提供するために、各項目を如何なる表示にするかという目的の下で検討が進められる。その意味で、この業績報告プロジェクトは表示プロジェクトとして位置付けられている。

従って、業績とは何か、如何に認識・測定されるべきか、ということは検討対象とはされていない。すなわちIASBの立場は、現行の国際会計基準で認識・測定された収益・費用等を如何に表示するかということを検討するものである。

(2) 区分表示原則

IASBの業績報告書では、二つの原則により大きく区分表示されていることに特徴がある。

まず営業活動と財務活動の区分である。ここで営業活動には従来の売上など、営業活動に係るものの外、株式投資による配当収入や債券投資による利息収入などの資金運用活動が含まれるものとなっている。逆に財務活動は、借入金等の資金調達活動に係る金利費用などに限定された内容である。

これは、株主等の出資者の投資に対するリターン(利益)は、企業全体の資産によるリターン(利益)から借入金等の負債のコストを差し引いたものだとする考え方がベースになっている。このように区分することが、株主のみならず、債権者に対しても有用な情報を提供することになるという考えである⁶⁾。

次は当期の経済活動から生じる損益(income flows)と資産・負債の帳簿価額の再評価から生じる損益(valuation adjustment)との区分である。

(3) 包括利益を最終の利益(bottom line)とする

現在の業績報告書である損益計算書がこれにより包括利益計算書という新しい報告書に変わり、最終の利益項目は、現在の純利益の変わりに、「その他有価証券の評価差額」、海外連結子会社財務諸表を換算する場合の「為替換算調整勘定」などを含んだ利益である包括利益になるということである。包括利益計算書においては、従来の利益を表示することは想定されていない。

(4) 実現概念の放棄

英国等の国を除き、世界各国の現行の損益計算書は、実現概念に基づいて認識・測定された利益を業績の指標として、最終的には純利益として表示する仕組みとなっている。IASBが提案した包括利益計算書では、実現・未実現の如何に関わらず、株主取引以外の認識したすべての収益・費用を損益として、包括利益計算書に計上することとなる。また評価差額が売却損益として実現しても、一部の例外を除き、リサイクルを禁止する、従来の純利益は表示されない

方向で議論が進んでいる。

2、問題点

（１）業績概念の変容

IASB は業績報告プロジェクトによって「純資産の変動が業績である」という大前提の下で、投資家に提供する情報の予測価値を高めるために現行の損益計算書を廃止して包括利益計算書を導入しようとしている。

IASB は現行の実現概念による純利益を報告することを意図的に排除し、たとえ包括利益の構成要素を重視するといっても、包括利益を業績指標としようとするこの行動は、資産負債中心観の端的表現であるといえるだろう。しかしその結果として資産負債中心観のアキレス腱ともいえるフローの業績指標が単なる残差となり積極的な意味を持たなくなるという問題が発生する⁷⁾。

包括利益を時価変動による損益とそれ以外とに分解するという大前提の下に、たとえば米国や日本の場合は実現概念を採用し、採用されてきた実現概念により、純利益を算定する。その一方で「その他の包括利益」の使用や資本直入というテクニックによって、時価変動を反映させた貸借対照表との関係を維持する。という資産負債中心観と収益費用中心観の「共存方式」になっている。ところが、IASB の場合は、同じ包括利益を時価変動による損益とそれ以外とに分解するという大前提の下に、一計算書方式を採用し、一方的に資産負債中心観に偏ることで、資産負債中心観と収益費用中心観の「共存方式」は否定された。これは会計システムの歴史的進化にも逆行した動きである⁸⁾。

また、意思決定有用性の観点からも、必ずしも包括利益のほうが純利益より情報価値が高いとはいえない。

経済産業省企業行動課は経営者やアナリストへのインタビューを通じて、会計情報の作成者や使用者が何を企業の業績として考えているのかを調査し、包括利益を業績指標として考える回答はあまりないという結果であった。業績指標として重視されているのは、英米ともに伝統的損益計算書項目の売上高、税引前利益、税引利益と 1 株当たり税引利益（EPS）である。包括利益については、会計基準上、開示してはいるが、業績指標として積極的に使われているとは考えにくく、実際には、その個々の構成要素のうち、金額的に重要度の高いと考えられるものが個別に取り上げられ説明されているとみられる⁹⁾。さらに実証研究の結果も包括利益の情報価値が純利益の情報価値を上回ることはないことを示唆している¹⁰⁾。情報の予測価値の視点では、仮に包括利益を予測すること自体に価値を認めたとしても、包括利益が包括利益自身を予測するための最良の指標ではない。期待値ゼロである資産負債の時価変動による損益が含まれているからである。

最後に包括利益は資産・負債の定義から明確に定義されるのに対して、純利益は明確な定義が困難であるとIASBは主張する。しかし、その資産・負債の評価を一意に決めることが現実問題として多数存在する以上、その差額として定義される包括利益も一意に決められない。このため、たとえ純利益は定義が不明確であるとしても、包括利益のみを表示するための論拠にならない。

(2) フロー指標としての純利益の廃止または変質

IASBは資産負債中心観に立っており、実現概念を用いて純利益を計算するという発想そのものがない。このことは、事業投資の成果を測定することによって投資意思決定に有用な情報を提供することを困難にしている。IASBはリサイクルの禁止について、時価変動による損益と売却によって実現した損益の間に重要な相違はなく、従って一度認識した評価損益を売却時に改めて認識しないとする。ここには企業が直面するリスクをどのように捉えるべきか、という問題に対する考え方の違いが表面化している。実現概念の背後には事業に投下した資金が「事業リスク」から解放された時点で利益が実現した、とする考え方がある。実現の後に受け取った代金が現金化されないリスク、すなわち回収リスクや金融資産・負債の時価が変動するリスク、すなわち価格変動リスクと事業リスクを峻別することが、会計情報の予測価値とフィードバック価値を高める結果となるというのは、実現概念を重視する立場からの考えである。これに対して、IASBの考えとしては、すべてのリスクはその企業の経営者が責任を持って管理すべきものであるため、リスクの種類によってその企業の経営者の責任の度合いが変わるべきではない。

二、IASB業績報告と利益概念

1、IASB業績報告プロジェクトの意義

IASB業績報告プロジェクトは、世界の各国基準の統合に向けてIASBが最初に着手した4つのプロジェクトのうちの1つである。他の3つは、保険契約、企業結合及び株式報酬制度である。

IASBは包括主義を採用していると考えられ、当期純利益に限らずいかなる単一の金額も企業の業績指標としては不完全であり、また単一の金額に加工する過程で歪曲される可能性があるため、資本取引を除く資産負債の毎季変動の構成要素をそのまま業績として表示することこそが正しい業績報告の姿であると考えられる。また、当期純利益は実現概念に基づく利益であるため、利益の実現には経営者の恣意性が介入しやすいことが問題視され、業績報告の一要素から除かれるに至るべきであるとの提案であった。

これまで述べたように、IASB が会計基準の統合化に精力的に取り組んでいることだけでも、財務報告プロジェクトの目指している会計基準の統合化は非常に重要な問題である。なぜならば、今まで世界各国馴染んできている損益計算書から近い将来、当期純利益の姿が消滅してしまうかもしれないからである。

現在、IASB から「公開草案」にて提案された業績報告様式は当期純利益(実現利益)を重視する現実の各種事情を顧慮し、当期純利益を小計とし、包括利益をボトムラインとするもので、それまで提案したものとのかなりの違いが見られるものの、根底的な考えとしては、相変わらず変わっていないようである¹¹⁾。

英米等の国を除いて、ほとんどの国の会計基準に基づく業績報告は、当期純利益をボトムラインとしており、たとえば日本の場合は包括主義を採用しているものの、包括利益の報告を行っていない。これは、原則として実現した利益のみを当該期間の業績として、伝統的な期間損益を行う収益費用中心観に基づく利益観である。

一方、IFRS をはじめとして米国基準や英国基準に基づく包括利益による業績報告は、部分的には相違が存在するが、実現概念を満たさない利益も当該期間の業績とする資産負債中心観に基づいた利益である。この場合、ボトムラインとなる利益を、特に包括利益という。ただし、この2つの利益観は、対立する概念として据えられることが多いが、決して二者択一の概念ではなく、投資家に有用な意思決定情報を提供するためには共存すべき概念であると考えられる。

このため、投資家に有用な意思決定情報を提供するという観点から、包括主義に基づく包括利益の意義を認めた上で、実現利益の重要性を考察することによって、業績報告における当期純利益の意義を再確認することを目的とする¹²⁾。

2、意思決定有用性と利益観

IASC による概念フレームワーク「財務諸表の作成・表示に関する枠組み」では、意思決定有用性アプローチが採用されている。すなわち、「財務諸表の目的は、広範な利用者が経済的意思決定を行うにあたり、企業の財政状態、経営成績及び財政状態の変動に関する有用な情報を提供することにある」と述べられている¹³⁾。また、米国の会計基準設定主体である財務会計基準審議会(Financial Accounting standards Board : FASB)による財務会計概念書(Statement of Financial Accounting Concepts : SFAC)第1号「営利企業の財務報告の基本目的」でも、意思決定有用性アプローチが採用されており、「財務報告の目的は、現在及び将来の投資家、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信及びこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない」と述べられている¹⁴⁾。特に投資家の投資意思決定に対して有用な情報を提供することが重要であるため、業績報告は投資意思決定有用性に資することが必要である。この場合の業績報告における利益の概念としては、収益費用中心観と資産負債中心観が考

えられる。

収益費用中心観においては、企業の達成した成果としての収益とそれを達成するために費やされた努力、すなわち犠牲としての費用が、間断的に対応させられることによって、その差額として利益が算定される。すなわち、伝統的な利益観であって、一義的に利益の実現を重視する考え方であり、利益は企業または経営者の経常的、正常的及び長期的な業績指標、成果指標または利益獲得能力の測定値であることを前提としている。また、経常的かつ長期的な企業業績を、非経常的、単発的また短期的に発生する事象の財務的影響によって歪曲させないために、期間損益の平準化も求められる¹⁵⁾。

一方、資産負債中心観においては、出資者との資本取引を除く、資産の増加、負債の減少または両者の結合が収益・利得であり¹⁶⁾、資産の減少、負債の増加または両者の結合が費用・損失とされる¹⁷⁾。すなわち、一義的に資産及び負債を定義することによって、利益は、出資者との資本取引から生じる以外の、一会計期間における企業の持分＝資産－負債のすべての変動を含んだものと導かれるのである。そして、この持分たる富の変動を包括利益と定義するのである¹⁸⁾。この概念では、企業活動の目的はその持分たる富を増大させることであるため、企業のストックの変動を据えることが、企業活動を把握するための最善かつ唯一の方法となり、包括利益が企業業績を示すことになる¹⁹⁾。

ここで国際財務報告基準も含め、米国基準や英国基準が企業業績を示す指標の1つとして包括利益を採用していることから、報告利益の概念として資産負債中心観が採用されているといえることができる。資産負債中心観に立脚して資産及び負債を公正価値で評価することで、それぞれ、資産は将来キャッシュ・インフローを、負債は将来キャッシュ・アウトフローを投資家に示すことができる²⁰⁾。したがって、資産及び負債の公正価値は、企業の清算価値ではなく、継続企業を前提として当該企業に対する将来キャッシュ・フローを予測するのに有用な情報となりうるため、投資家に対して有用な意思決定情報を提供することになる²¹⁾と FASB と ASB や IASB が考えている。

このように考えるならば、資産負債中心観は収益費用中心観と比較して、伝統的な期間損益計算（収益の実現及び費用の対応）の観点からは相違が見られるが、本質的な相違はその理解の仕方にある。つまり、当期における将来キャッシュ・フローの変動を業績とみなす観点から収益と費用を据える考え方が、資産負債中心観である。

したがって、投資家に有用な意思決定情報を提供する目的に鑑みると、業績報告の利益概念として、資産負債中心観に基づく包括利益が必然的に導かれたものと考えられる。このため、包括利益は、FASB の SFAC 第 2 号「会計情報の質的特徴」でいう予測価値(predictive value)²²⁾を投資家に提供すると考えられる。

しかし、資産負債中心観によった場合でさえ、すべての資産負債を公正価値で評価することはないのである。公正価値で評価する対象が金融商品等に限られるのか、もしくは売却を予定

していない事業用資産や棚卸資産にまでその対象を拡張するか否かでは、包括利益の概念が全く異なってくるのである²³⁾。

ここで、FASBのSFAC第5号「営利企業の財務諸表における認識と測定」によると、基本的認識基準として、コスト・ベネフィットの制約及び重要性という条件はあるものの、資産負債の定義、測定可能性、目的適合性及び信頼性の4つの規準を満たすことによって、初めて会計上認識されることになる²⁴⁾。このため、意思決定有用性アプローチによって、投資家を前提として予測価値を提供することが目的であると考えれば、この4つの規準を満たした上での公正価値評価されるべき対象は、高度に発達した市場を有しているから、その公正価値評価額が将来キャッシュ・フローを示しうる金融商品等に限ることができる。それ以外のたとえば、売却を予定していない事業用資産は、それを使用し続けることによってキャッシュ・フローを稼得していくのであって、そのいわゆる公正価値である鑑定価値もしくは売却価値自体が将来キャッシュ・フローを示さないため、当該4つの基準を満たさず、公正価値評価する対象とはならない²⁵⁾。

また、製造業においては、「どれほど作ったか」ではなく、「どれほど売ったか」で業績が測定されるべきであって、棚卸資産をいわゆる公正価値である予定売価で評価することは当該4つの規準を満たすものであるものの、明らかに不合理である。いわば、貸借対照表上のすべての項目を公正価値評価することは無用であって、伝統的な取得原価主義会計の枠内で、金融商品等に限って時価会計を適用しているとみなすことができる。そして、収益費用中心観と資産負債中心観は決して二者択一の関係にはあらず、投資家に対して有用な情報を提供し得るか否かの属性に応じて、どちらを採用すべきかが決まるはずである。

以上から、業績報告の利益概念として、投資家に予測価値を提供する資産負債中心観に立脚した包括利益をボトムラインとして採用すべきという結論に達したものの、その構成要素として当期純利益を残すか否かによって、業績報告における利益情報の内容が全く異なることになる。

金融商品等を公正価値評価した結果生じる企業の持分（富）の変動分も包括利益に含まれるため、必ずしもすべてが企業の実現利益を示すものではないからである。このため、実現概念を満たす当期純利益を包括利益の構成要素として開示すべきかどうかについては、意思決定有用性アプローチの観点から、当期純利益がどれほど重要な意思決定情報を投資家に提供するか否かを考えることによって、その判断がなされなければならない。

3、包括利益に基づく業績報告と従来の業績報告の違い

包括利益概念に基づく業績報告は、従来の純利益概念に基づく業績報告と比べてどんな違いを持つのかを明らかにしたい。この違いは端的に報告目的に表れる。

まず、純利益を中心とした業績報告の目的は、当期における企業の収益力を開示することにあると考えられる。株価は当該企業の将来の収益力を反映すると考えられているが、この将来の収益力を見積もるために投資家の重視する情報が当該企業の現在の収益力である。そして現在の収益力を要約した数値と考えられてきたのが伝統的な利益数値であり、純利益なのである²⁶⁾。それゆえ、純利益情報は投資家が投資意思決定を行なう上で有用な情報と見なされ、また特別報告書でもこれまでにその有用性は実証されていると述べられてきた。よって、それは財務諸表利用者による将来の期待形成を通じて株価に反映されることとなるのである。

これに対して、包括的な利益概念については、「企業所有主の富に影響を及ぼす項目が除かれることはない」という意味での業績指標であり、比較のための有用な基準となるとされる。そして、この概念は財務諸表の利用者と作成者の双方に対して、企業所有主の富に影響を及ぼすすべての項目を考慮するよう強いることになる²⁷⁾と説明されている。これを敷衍して考えれば、包括的な利益概念に基づく財務業績報告では、あえて現在の収益力指標となる要約数値を示すことはない。そのため、投資意思決定を行なうことを目的として、将来の収益力に関する期待を形成する際には、財務諸表利用者は、企業所有主の富に影響を及ぼすすべての項目の中から、自分の望む情報を探し出して判断しなければならない。

2つの業績報告をこのように整理することで明らかとなるのは、従来の純利益を中心とした業績報告が、将来の収益力を予測する上で重要とみなされる現在の収益力指標を予め作成者側が計算し、これを財務諸表利用者に伝達するという立場をとる。これに対して、包括的な利益概念に基づく業績報告では単に当期に認識されたすべての財務業績項目を開示するに止め、将来の収益力に関する予測については開示された情報をもとに利用者が独自に行なうべきという立場をとっているであろう。つまり、2つの業績報告の違いは、将来の収益力指標の近似値を財務諸表作成者が算定するのか、それとも財務諸表利用者が算定するのかという違いであるといえる。

純利益を中心とした業績報告では、財務諸表作成者側が現在の収益力指標としての純利益の算定を行ない、財務諸表利用者は作成者によって示された現在の収益力数値を使って将来の収益力に関する予測を行なうこととなる。それゆえ、財務諸表作成者が算定する純利益数値 = 現在の収益力指標に対しては、将来の収益力を予測する上での目安としての役割が与えられることとなり、また過去に予測した将来の収益力にどれほど近似したものとなるかという判断材料になる。純利益を中心とした業績報告では現在の収益力指標としての純利益の算定が中心的な課題とされ、業績報告は当期の「成果」を表示するよう要求されるのである。

これに対して、包括的な利益概念に基づく業績報告では、財務諸表利用者側が将来の収益力に関する予測を独自に行なうのであり、財務諸表作成者側はそのための資料として、当期に認識されたすべての財務業績項目を開示することとなる。それゆえ、業績報告の重点は、財務諸表利用者が期待を形成する際の資料を提供することにおかれるのであり、業績報告書は当期の

「結果」を表示するよう要求されるのである。

以上のことから、包括的な利益概念に基づく業績報告の導入は、純利益を中心とした業績報告からの転換を意味する。すなわち、収益力指標としての数値を表示する「成果」の報告から利用者が意思決定を行なう際の資料を提供する「結果」の報告へと、その性質が変ることとなる。

現在も包括利益概念に基づく業績報告の方法を巡って国際的な議論が続けられており、財務業績計算書の区分方法に関してはいくつかの案が出されているが、そこでは如何なる構成要素を開示するかが問題とされている。それはあくまでも、1 期間に生じた「結果」をその性質に応じて分類する際の基準をどうするかという問題である。そのため、そうした議論は、1 期間の「成果」を示す純利益数値を表示し、それに含まれるものと含まれないものとを区分する方法とは異なるものである。

三、業績報告における当期純利益の表示の必要性

1、会計上の利益情報の役割

いうまでもなく「利益」という概念は何らかの実体を有する概念ではない。それは経済活動遂行のため一定の機能を果たすことを期待され、社会的に創出され、意味を付与された人為的概念である²⁸⁾。

(1) 利益の特性

利益概念が持つ属性として下記の3点が挙げられる²⁹⁾。

他の年度における利益が一定であるならば、所与の年度における利益は大きいほどよい。利益は経営者のスチュワードシップ、及び経営者の意思決定の多期間にわたる効果を反映する。

株主の富の最大化という点に関し投資家間の一致が存在し、それはより大きな利益をもたらすプロジェクトへの選好の一致という点で特徴付けることができる。

上記の「利益」の持つ特性を整理すると、は分配可能額の基準としての機能、は経営者の業績評価の尺度としての機能、はプロジェクト選択等の意思決定の基準としての機能と言い換えることができよう。またさらにそれぞれ分配可能性、業績指標性と意思決定有用性の三つに置き換えることができると思われる。

そこで問題は、かかる機能を満足しうる利益をどのように定義し、測定するかという点である。企業の価値を当該企業の将来期待キャッシュ・フローの関数であるとし、利益は係る企業の価値の期間増加分であるとする、いわゆる経済的利益概念は、一定の条件の下厳密には完全市場・確実性の下では上記特性を満足する「利益」の定義となる。従って、会計上の利益はかかる経済的利益に近似する測定値であるべきとする規範的理論が提起される。あるいは、記述論

的には、会計情報は企業の将来期待キャッシュ・フローの予測に有用な情報を提供している、という命題が掲げられる³⁰⁾。

一般的には、会計情報は持続的な成長を目指す企業実態をよりよく反映したものであるべきと考えられる。というのは、企業経営者ばかりではなく、投資家・株主においても、企業の持続的成長に裏付けられた企業価値の向上を求めており、このような企業経営の実態を基礎とした情報を開示することは合理的であるといえるからである。かかる開示は、投資家等に対する会計情報の有用性を高め、資金調達市場における資本コストの引き下げを通じて個々の企業価値を向上させ、ひいては経済・産業全体としての成長、発展に資するものである。こうした会計情報は情報の透明性を確保し、投資家の意思決定のための判断材料としても有効に活用されると考えられる³¹⁾。

そこで現実認識として、会計は経済的利益を測定しているのではなく、投資家等の利用者がその評価をする際に必要な企業の将来期待キャッシュ・フローの予測に有用な情報提供している、という命題を前提にしてみよう。

もちろん、会計は、直接将来期待キャッシュ・フローの予測情報を提供しているわけではない。会計的利益をその基本的情報としている。では、会計的利益情報と、投資家等の利用者の将来期待キャッシュ・フローの予測との関係をどのように考えたらよいのであろうか。

いま、企業の過去キャッシュ・フローと将来期待キャッシュ・フローとの間に一定の関係があるとすれば、過去キャッシュ・フロー情報より容易に将来期待キャッシュ・フローを予測することができる。この場合、企業の過去キャッシュ・フローに関する情報を提供することこそが会計の役割であり、「キャッシュ・フロー会計」の提案が妥当性を持つだけで、会計上の利益情報の意味は不明確である。

他方、企業の過去キャッシュ・フローと将来期待キャッシュ・フローとの間が明確な関数関係に無く、かつ会計的利益情報が意義を持つならば、会計的利益情報は過去キャッシュ・フロー情報のみから得られない将来キャッシュ・フローの予測に何らかの追加的情報を提供しているはずである。すなわち、会計的利益情報は投資家等の利用者が将来期待キャッシュ・フローを予測する際の判断に影響を与える何らかの「意味」を担っていると考えられる³²⁾。資本市場が過去キャッシュ・フロー情報よりも会計的利益情報に対してインパクトを受けるという実証結果は、その間接的証拠になるであろう。

それでは会計上の利益計算はいかなる「意味」を、利用者の判断に影響するような会計的利益情報に組み込んでいるのであろう。有用な会計情報が投資家等の利用者の判断に影響を与えるとしても、なぜ会計情報がかかる効果を持つのかを明らかにしない限り、「有用性」の定義は不十分である。会計情報あるいは会計上の利益計算が持ちうる「有用性」の意味内容は、究極のところ会計的記号³³⁾が如何なる意味内容を担っているのかを明らかにして始めて理論的概念としての意義を持ちうる。

会計上の利益計算は優れて経営者の意思決定過程、ないしそれに対する会計測定者の認識・判断をその意味内容として持っている。この知見は、会計的記号それ自体が実世界の財貨・用役を直接表記するものではなく、会計的思考の下にかかる財貨・用役の動きが企業の資金運動として抽象化され、かつ、かかる資金運動をもたらした経営者の意思決定過程に対する認識・判断から会計的記号が成立しているという見方から導かれる³⁴⁾。

会計情報の「有用性」について、いわゆる情報論的アプローチの下に様々な研究が展開され、また成果も蓄積されてきている。しかし会計情報の「有用性」が会計理論展開のための有効な概念装置になるためには、会計情報を有用にしている会計的記号の意味内容が解明されなければならない。

（２）業績指標としての利益と資産評価

会計利益が投資家の意思決定に有用な情報を提供しているかどうかについては、経営者の業績を事後的に評価する役割を果たしている点に合意が得られているといってもさしつかえない。要するに利益数値が企業の業績と全く関係の無いものであれば、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供し得ないことになり、制度会計としても成立しうる余地が無いからである³⁵⁾。それは「受託責任」という概念のもとに、伝統的会計学で論じられてきた会計機能にほかならない。また「エージェンシー理論」に依拠しながら、業績指標として会計利益が果たす機能についての経済分析が精緻化されつつある。この理論のもとでは、企業は利害関係者の間で結ばれる一連の契約関係の集合体として観察されるが、その中心をなすのが、株主及び債権者を依頼人とし経営者を代理人とする資源の委託・受託の関係である。こうした契約関係の中では、経営者の利己的行動によって依頼人の利害が損なわれないように、その行動をモニターするための情報システムが必要になる。もちろん、外部者である株主や債権者は経営者の行動を直接観察できないから、公表利益をはじめとする会計数値を代理変数としてモニタリングを行なうのである³⁶⁾。

それでは、業績指標としてのモニター機能を果たす上で、会計利益にはどのような特性が求められるであろうか。まず考えられるのは、会計利益が経営者の努力のシグナルになっていることである。そのためには、経営者が自己の経営努力を通じてある程度コントロール可能な尺度であることが必要になる。この観点からは、例えば、長期にわたって資本を拘束する設備資産を時価評価し、その保有損益を利益に算入するような会計ルールは合理的ではない。経営者にとって統制不能な外生要因を業績評価に導入することになるからである。また、モニタリングの本来の目的は、経営者を株主や債権者の利害に沿った行動を取るよう動機付けることにあるから、経営者に企業価値を最大化するインセンティブを与えるような尺度であることが望ましい。そのためには、会計利益が企業価値に対する経営者行動の効率とできるだけ関連していることが求められる。こうした業績指標のインセンティブ効果を考慮に入れると、営業取引に適用される原価評価・実現基準には経済的な合理性が認められるのである。

今仮に市場での販売を目的に製品を製造する通常の企業に、生産基準による収益の計上が認められたとしたら、どうであろう。この損益認識ルールに基づく業績指標は、販売活動を考慮せず、もっぱら生産活動に努力を傾注するインセンティブを与えるであろう。市場需要も問わず製品の在庫を膨らませるだけで、最終的に企業財政の破綻を引き起こすかもしれない。これに対して実現基準では、製品の販売を待って収益を認識し、それに対応する生産費用との差額を利益に計上する。したがって、実現利益を業績指標とすることにより、市場の需要を最も充足する製品を最小のコストで生産するように経営者は動機付けられる。実現基準には、測定の確実性とか利益の資金的裏付けといった長所があるばかりののではなく、業績評価の観点から見ても重要であり、効率的な企業行動を導くインセンティブ効果があるといえよう³⁷⁾。

ところで、業績指標となる利益情報は、評価される側の経営者が作成している。しかも、上述したように、自己の行動を通じてそれをコントロール可能である。その結果、経営者には会計利益を操作しようとするインセンティブが生じるであろう。最善の経営努力をして企業価値を高めるのではなく、単なる会計操作によって公表利益を増加させようとするかもしれない。このような機会主義的な決算政策は、経営者の業績評価に歪みをもたらすだけでなく、資源の利用効率を引き下げる。原価評価・実現基準による利益計算ルールも、営業活動に適用される時は一般に企業価値を高めるように機能するが、財務活動に適用される時、経営者をこうした機会主義的な方向に向かわせる可能性がある。原価評価・実現基準のもとでは、経営者は金融資産の売却時点や決済時点を恣意的に選択することにより会計利益を増やしたり減らしたりできるからである。よく知られているように、有価証券の含み益を実現する「益出し」と呼ばれる会計利益の捻出がその代表的な例である。このように原価評価・実現基準には、企業価値の最大化や資源配分の効率化といった業績指標に期待されるインセンティブ効果の側面に関する限り、経営者の行動に対して逆機能的に作用する要素が含まれていることは否定できない。

ただ有価証券の益出しに見られる経営者の機会主義的な決算操作によって、どの利害関係者の如何なる利害がどのような影響を受けるのかについては、まだ解明されていない点が多い。また、会計基準の設定に当たって、原価評価・実現基準のもとで可能となるそうした会計操作を無効にするという目標は重要であるが、それだけでは時価評価を正当化する根拠として十分とはいえない。ひいては時価評価を基にしている評価（保有）損益は実現利益の代わりに業績指標とするには完璧とはいえない。市場価格を尺度として測定対象としての経済的実態と測定値としての写像との間の対応関係を忠実に表現するというルールの整合性において、時価評価が原価評価より優れていることは明らかである。また金融資産の保有損益は財務活動の成果を期間ごとに表現していることから、その時価評価に基づく利益情報は業績指標としても優れている³⁸⁾。但しひとくちに時価評価といっても、営業資産の時価評価と金融資産の時価とでは、企業価値に対して持つ意味が異なる。例えば資本設備などの営業資産の場合、その経済価値は将来キャッシュ・フローと割引率についての保有主体（企業）による主観的評価に依存し、市

場価格との間に直接の因果関係はない。企業経営者は、企業価値の持続的な成長を目指して企業経営を行っており、持続的な成長をもたらす事業そのものの活動を通して利益を得ようとして行動している。また技術革新、競争の激化など企業を取り巻く環境の変化に対応するために、長期的視点に立った経済資源の選択と集中の一環として、個々の事業の入れ替えが行われる。しかし、その場合の企業や事業全体の売却は投機的利益を得ることを主な目的として企業経営を行った結果ではないと判断される³⁹⁾。

これに対して金融資産の場合、上場株式に典型的に見られるようにキャッシュ・フローやリスクは市場で集合的に評価され、それが時価に反映される。企業価値のうち金融資産に対応する部分は、その市場価格によって客観的に示されているわけである。一般企業にとって余剰資金の運用に過ぎないとはいえ、保有損益である時価の変動によって企業価値の増減が生じるという点で、それは財務活動の成果たることに変わりはない⁴⁰⁾。金融資産の時価評価が業績指標の観点から優れているが、すべての資産の再評価額、例えば固定資産の再評価額は、業績指標として適当であるとはいえない。

2、業績報告における当期純利益表示の必要性

伝統的な会計上の利益計算とは投下資本の回収計算であり、また、伝統的な会計上の利益とは維持すべき資本を回収した後の回収剰余と考えるのであれば、回収剰余としての資金的裏づけが必要となり、必然的に利益には実現概念の付与が求められることになる⁴¹⁾。ここで、利益の実現とは、投下した資金が事業リスクから解放されて剰余をもたらすことと定義する⁴²⁾。

しかし、これまで述べてきたように、現代の業績報告の基本目的は、特に投資家に対して有用な意思決定情報を提供することである。この観点から考えると、当期純利益は、実現を満たした事後的な業績測定値であると考えられるため、事前の期待を事後に修正し、新たな期待を形成するためのフィードバック情報を特に備えている⁴³⁾。このため、当期純利益は、FASBのSFAC第2号「会計情報の質的特徴」でいうフィードバック価値⁴⁴⁾を投資家に提供すると考えられる。

このように実現利益の有するフィードバック価値に鑑みると、特に、事業投資において、事後的な業績測定値として実現利益が重要な役割を担うことになる。たとえば、事業活動を通じてキャッシュ・フローを獲得するために投資した事業資産の価格が下がった場合でも、当該事業投資から期待通りのキャッシュ・フローが生み出されている限り、業績が悪化したということにならないため、評価損を認識するのは妥当ではない。逆に、事業資産の時価が上がった場合でも、当該事業投資から期待通りのキャッシュ・フローが生み出されており、その現在価値が事業資産の時価を上回っている限りは、時価で当該事業資産を売却することはない。この場合、時価の上昇を持って業績が向上したということにならないため、評価益を認識するのは妥

当ではない。したがって、事業投資の業績を時価の変動によって測定することは、投資家にとって有用な情報をもたらさない場合がほとんどである。事業資産を売却せずに保有し続け、事業投資を継続するということは、当該事業投資に時価以上の価値すなわちのれんが存在することを意味している。事業投資の業績は、あくまでも事業活動の継続を通じ、事業資産に含まれていたのれんがキャッシュ・フローに転換され、いわば実現することによって測定されるべきなのである。

すなわち、実現利益は、事後の事実、すなわち将来キャッシュ・フロー稼得に対する事前の期待、つまりのれんが実際にどこまで実現したのかによって事前の期待の成果を確認し、期待を事後に修正して、新たな期待を形成するための情報としての機能を担っているのである。その意味での事業投資の業績は、事後に測定された実現利益によって与えられるのである⁴⁵⁾。

以上のように、実現利益の有するフィードバック価値の意義を、事業投資を例にとって述べてきたが、このことは投資家が特定企業に投資を行う場合にも該当する。投資家が企業に投資を行う場合、当該企業を評価することから始まる。このとき、経営者は投資家の代わりに、企業業績を予測し、企業価値を提供する立場にはないのである。したがって、純資産（＝総資産－総負債）は原則として会計事実を示すものであって、企業価値を提供するという機能を有していないため、純資産が企業価値として決定されることはなく、投資家が知りうべき情報の範囲内で合理的な意思決定を行うことによって、投資家それぞれにとっての企業価値が測定されることになる。

そして、企業価値は、当該企業に含まれていると予想されるのれんの大きさを内包する概念として据えることができるため、投資家の最終的な投資意思決定は当該のれんの大きさに依存することになる。もちろん、のれんは将来予測の産物であるため、投資家それぞれでその大きさが異なるのだが、投資家は自己責任の下で予測したのれんが、実際にどこまでキャッシュ・フローに転換したかによって、事前の予測の成果を確認し、投資意思決定を事後に修正する必要がある。

この場合、キャッシュ・フローへの転換を示す情報としての役割は、実現利益が担うことになる。したがって、投資家の投資意思決定に資するフィードバック価値は、企業全体が生み出す実現利益から提供されるものであって、実現概念を満たした当期純利益はその役割を担うことができるのである。

しかし、金融投資に限ってみれば事業投資とは異なり、その時価並びにその期間評価差額には、投資意思決定情報としての有用性が存在する。金融資産の時価には、一般に市場の平均的な期待が反映されていると考えられる。つまり、金融投資には原則として時価を超えるのれんは認められず、換言すれば、金融資産は誰が持っていてもそれからもたらされるキャッシュ・フローに変化はないと考えられる。したがって、時価が金融投資の投資価値を示すものであり、また、期間評価差額を金融投資の投資業績の測定値とみなすことができるのである⁴⁶⁾。ただし、

実際のキャッシュ・フローへの転換を伴わない期間評価差額を実現利益として扱うのは慎重であるべきである。ともすれば時価は上下し、期間評価差額はキャッシュ・フローへの実質的転換という意味での実現概念を満たさないからである。しかし、前述のとおり、期間評価差額を金融投資の投資業績の測定値とみなすことができるのは明らかである。金融投資の時価評価差額は、事後の事実、すなわち将来キャッシュ・フロー稼得に対する事前の期待が、実際にどこまで実現しうる状態にあるのかによって、事前の期待の成果を確認し、期待を事後に修正して、新たな期待を形成するための情報としての機能を担っていると解することができる。その意味での金融投資の業績は、事後に測定された期間評価差額によって与えられるのであるため、その期間評価差額は投資家の投資意思決定に資するフィードバック価値を有する限りにおいて、実現利益と同様にみなすべきなのである。

この場合、当該期間評価差額を「実現可能利益」と見、「実現利益」のみならず、「実現可能利益」まで当期純利益に含めるべき利益概念として拡張することによって、期間評価差額は当期純利益の一要素としてフィードバック価値を提供することが妥当なものである。

以上から、実現利益はフィードバック価値を有するため、投資家の投資意思決定に資する非常に有用な情報であると考えられる。また、フィードバック価値とは、事前の予測の結果を事後に確認するだけにとどまらず、それを踏まえて将来の予測を修正することも含んでいるため、いわば、予測価値を内包する価値である。したがって、フィードバック価値を提供する当期純利益は、非常に重要な投資意思決定情報であり、包括主義の中にあっても包括利益の構成要素として必要なのである。

おわりに

周知のとおり IASB の業績報告プロジェクトは英国 ASB との共同検討は 2003 年度末に実質的に休止していると思われ、その後米国 FASB との共同プロジェクトとして、セグメント A とセグメント B に分けて議論が展開されている。そして 2006 年 3 月セグメント A の成果である公開草案が公表された。その公開草案の特徴として、純利益と包括利益の並列開示、1 株当たり利益の開示、及び 2 つの業績報告書様式の選択適用などが挙げられるが、実際に、IASB は、所有者との取引以外によるすべての持分の変動を、単一の計算書に表示する方を選好した⁴⁷⁾。

IASB が上記の暫定的結論に至ったのは、同審議会が単一の業績報告書の導入という従来の方針を放棄した結果ではなく、当該方針に対する多数者の懸念や慎重論に配慮した結果であったと理解できるであろう。支配的会計慣行に配慮することによって、IASB の従来立場からの妥協的とも言える産物であるといえるであろう。ただし、業績報告プロジェクトの議論はまだまだ進行中であり、業績報告における当期純利益の表示は将来どうなるか、まだはっきりしていない状況にある。

<注>

- 1) IASC, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statement*, 1989 par.12 (日本公認会計士協会、国際委員会『国際会計基準書 2001』同文館、2001年) 25頁。
- 2) Ibid. par.69.前掲書 35頁。
- 3) 辻山栄子「会計基準の国際的動向と会計測定の基本思考」(『会計』、2003年2月) 24頁。
- 4) IASB 業績報告プロジェクトのセグメントAの成果である公開草案「IAS第1号「財務諸表の表示」改訂に関する公開草案—改訂された表示」にて純利益を小計として表示するよう提案されたが、より根本的な論点、例えば各財務諸表において報告すべき合計及び小計はどうか、いわゆるリサイクル問題であるその他の認識収益費用の構成要素を損益に組替えるべきかなどの問題を取り扱う業績報告プロジェクトのセグメントBの議論はまだ決着が付いていないのが実情である。
- 5) 実現概念は、本来、利益ではなく収益の認識基準であり、当期純利益は実現概念だけで構成されているわけではない。しかし本論文は包括主義に基づく包括利益と当期純利益を比較した上で、当期純利益の意義を再確認することを目的としているので、この両者のもっとも大きな差異である実現概念の観点から、当期純利益の意義を考察する。
- 6) 木村享司「IASB「業績報告プロジェクトの概要」」(『JICPA ジャーナル』、2003年2月) 31頁。
- 7) 八重倉孝「IASB「業績報告プロジェクト」の問題点」(『JICPA ジャーナル』、2003年2月) 33頁。
- 8) 八重倉孝、前掲論文 33頁。
- 9) 経済産業省企業行動課「新しい業績報告書に関する調査研究—米英主要企業のアニュアル・レポートの開示状況とインタビュー調査—」、2002年9月 121 - 122頁。
- 10) 大日方隆「利益の概念と情報価値」(2) 純利益と包括利益」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002年) 392頁。
- 11) IASB 業績報告プロジェクトAの成果である公開草案「IAS第1号「財務諸表の表示」改訂に関する公開草案—改訂された表示」にて純利益を小計として表示するよう提案されたが、より根本的な論点、例えば各財務諸表において報告すべき合計及び小計はどうか、いわゆるリサイクル問題であるその他の認識収益費用の構成要素を損益に組替えるべきかなどの問題を取り扱う業績報告プロジェクトBの議論はまだ決着が付いていないのは実情である。
- 12) 実現概念は、本来、利益ではなく収益の認識基準であり、当期純利益は実現概念だけで構成されているわけではない。しかし本論文は包括主義に基づく包括利益と当期純利益を比較した上で、当期純利益の意義を再確認することを目的としているので、この両者のもっとも大きな差異である実現概念の観点から、当期純利益の意義を考察する。
- 13) IASC, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements* 1989, par.12. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書 2001』同文館、2001年) 25頁。
- 14) FASB, (Statement of Financial Accounting Concepts) SFAC No.1: *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprise* FASB1978, par.34. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』(増補版)中央経済社、2002年) 26頁。
- 15) FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement* (FASB, 1976) par.62. 津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、1997年) 66頁。
- 16) FASB, SFAC, No.6, *Elements of Financial Statements* (FASB, 1985) par.78 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』(増補版)中央経済社、2002年) 324頁。
- 17) Ibid.par.80.前掲訳書、326頁。
- 18) Ibid.par.70.前掲訳書、320頁。
- 19) FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement* (FASB, 1976) pars.48-49. 津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』(中央経済社、1997年) 59 - 60頁。
- 20) 詳しくは、佐藤信彦「包括利益概念と利益観」(『企業会計』2001年7月) 19 - 20頁参照。
- 21) FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB, 1976.par.1. (津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、1997年) 35 - 36頁。
- 22) FASB, SFAC No.2: *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, (FASB, 1980) pars.53-55 平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』(増補版)(中央経済社、2002年)88-89頁。
- 23) イギリス基準 FRS3 において、金融商品等だけではなく、土地を含む広範な固定資産の再評価損益の

業績報告における当期純利益の表示の必要性（邱）

- 計上が容認されている(par.56)、また IASC の会計基準 IAS16(par.21)においても、同様に有形固定資産の再評価損益の計上が容認されている。
- 24) FASB,SFAC No.5:*Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprise*, (FASB,1985) par.63.平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』(増補版)(中央経済社、2002年)239-240頁。
 - 25) 野坂和夫「業績報告における当期純利益の重要性—包括利益における利益実現概念の一考察—」(『JICPA ジャーナル』2004年1月)67頁。
 - 26) 赤城諭士「包括利益概念に基づく業績報告の意義」(『商経論叢』2003年)241~243頁。
 - 27) FASB,Special report L. Todd Johnson, Andrew Lennard '*Reporting financial performance: current development and future direction*' 1998 par.1.11 .
 - 28) 山本真樹夫「会計上の利益概念の意味」『企業会計』1987年8月、54頁。
 - 29) W.H.Beaver , *Financial Reporting : An Accounting Revolution*(Prentice-Hall 1981) ,p84. 山本真樹夫「会計上の利益概念の意味」(『企業会計』1987年8月)54頁。
 - 30) FASB,SFAC No.1:*Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, (FASB,1978) pars.37-39 .
 - 31) 経済産業省企業会計研究会『企業会計研究会中間報告』(経済産業省企業会計研究会、2005年8月)6頁。
 - 32) 山本真樹夫「会計上の利益概念の意味」(『企業会計』1987年8月)54頁。
 - 33) 複式簿記を基本構造とする現行の企業会計の基本的認識様式においては、会計測定主体である会計測定者は企業の経済事象を企業への資金流入または企業からの資金流出として認識し、それを資金形態の局面と資金源泉の局面とから2重分類し、会計的記号に表現しているとする。その際会計測定者が認識した資金の運動ベクトルの方向(流入か流出か)は借方・貸方の記号位置により表現される。山本真樹夫「会計上の利益概念の意味」(『企業会計』1987年8月)55頁。
 - 34) 山本真樹夫「会計上の利益概念の意味」(『企業会計』1987年8月)54頁。
 - 35) 鷹村剛雄「原価主義会計における利益概念」(『企業会計』1986年3月)13頁。
 - 36) 斎藤静樹『企業会計とディスクロージャー』(第2版、財団法人東京大学出版会、2003年)241 - 243頁参照。
 - 37) 岡部孝好『会計報告の理論』(森山書店、1994年)50 - 51頁。
 - 38) 浜本道正「利益情報の役割と資産評価」『企業会計』1996年9月、116頁。
 - 39) 経済産業省企業会計研究会『企業会計研究会中間報告書』2005年8月、6頁。
 - 40) 斎藤静樹「利益の測定と会計制度の課題」(『企業会計』1992年1月)80頁。
 - 41) 辻山栄子「業績報告をめぐる国際的動向と会計研究の課題」(『会計』2002年3月)77頁。
 - 42) 会計基準委員会討議資料「概念フレームワーク」。
 - 43) FASB,SFAC No.5 ,1985, pars33-34 平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』(増補版)中央経済社2002年226頁によると、包括利益と対比している業績指標は稼得利益(earnings)を用いているが、当期純利益と稼得利益はともに実現利益を示している。したがって、両者には本質的な差異はないため、当期純利益概念を使うことにする。
 - 44) FASB,SFAC No.2,1980,par.51-52 平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』(増補版)(中央経済社、2002年)87頁。
 - 45) 詳しくは、辻山栄子「利益の概念と情報価値(1) - 実現の考え方 -」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002年)357 - 358頁、斎藤静樹「資産・負債の評価基準—金融商品を中心に」(『企業会計』1999年1月)170 - 171頁。
 - 46) 辻山栄子「利益の概念と情報価値(1) - 実現の考え方 -」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002年)359 - 361頁、斎藤静樹「資産・負債の評価基準—金融商品を中心に」『企業会計』1999年1月、170 - 171頁。
 - 47) IASB,*Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS1, Presentation of Financial Statements , A Revised Presentation* (March 2006) .par.BC13 . 会計基準委員会『国際会計基準書(IAS)第1号「財務諸表の表示」改訂に関する公開草案 改訂された表示』(2006年)。

主指導教員（木下勝一教授）、副指導教員（柳喜重郎教授・沢田克己教授）